

第8章 実現化方策

- 8.1 まちづくり方針に対する取り組み
- 8.2 協働によるまちづくりの推進に向けて
- 8.3 効率的、効果的にまちづくりを進めるために

第8章 実現化方策

8.1 まちづくり方針に対する取り組み

全体構想や地域別構想で示したまちづくりの方針やそれに基づく取り組みは、将来都市像を実現するうえで不可欠なものであり、継続的に取り組んでいく必要があります。

(1) 土地利用

土地利用の方針に基づき、適切な土地利用や建物立地の規制・誘導を図ります。

都市計画区域の統合及び見直しを行うとともに、用途地域や特定用途制限地域、地区計画等の指定を進めます。

また、都市づくりを先導する東西連携軸（水沢江刺駅 水沢市街地）や新たな産業拠点の形成に関する調査・検討を進めます。

土地利用の実現に向けた取り組み

項目	内容
都市計画区域の統合及び見直し	<p>一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うため、現在指定されている水沢、江刺、前沢の3つの都市計画区域の統合を行います。</p> <p>胆沢区や衣川区の建築活動が多く見られる区域については、土地利用の状況及び見直し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、都市計画区域への編入を検討します。</p>
用途地域の見直し	<p>望ましい市街地像を実現するため、用途地域の見直しを進めます。</p> <p>工業の利便の増進を図り、工業生産活動の増進を害するおそれのある施設の混在を防止するため、江刺フロンティアパーク、前沢インター工業団地等の用途地域が指定されていない既存工業団地については、用途地域を指定します。</p> <p>用途地域に隣接して宅地化が進行している地区や市街地化を誘導する地区については、土地利用の現況及び動向等を勘案した適切な用途地域の指定を検討します。</p> <p>また、用途地域内の土地利用の現況及び動向等を勘案しながら、必要に応じて用途の変更又は建築形態制限の見直し等を検討します。</p>
特定用途制限地域等の指定の検討	<p>用途地域の指定のない地域において、居住環境や営農環境に支障を及ぼすおそれのある建物の立地を制限するため、特定用途制限地域等の指定を検討します。</p>
地区計画等の活用	<p>土地区画整理事業により整備された地区やきめ細やかな土地利用の規制・誘導を実現する必要がある地区では、良好な居住環境の維持・形成を図るため、地区計画等の活用を検討します。</p>
東西連携軸形成のあり方の検討	<p>東西連携軸の形成に向け、水沢江刺駅と水沢市街地を結ぶ新たな道路の整備検討に併せて、道路沿道の土地利用の規制・誘導や都市空間形成について検討します。</p>

項目	内容
新たな産業拠点形成のあり方の検討	新たな産業拠点の形成に向け、工場立地適地調査の結果を踏まえた産業拠点の整備のあり方を検討します。

注) 特定用途制限地域：用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成等を行うために、周辺の公共施設に大きな負荷を発生させる建築物や良好な居住環境に支障を及ぼすおそれのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に定める。

(2) 賑わいづくり

賑わいづくりの実現に向け、全市を対象とした「おもてなしまちづくりアクションプラン」や都市拠点及び地域拠点の「活性化（賑わいづくり）計画」等を策定し、各種取り組みを進めます。

また、白鳥館遺跡及び長者ヶ原廃寺跡の周辺については、観光拠点としての環境整備を進めます。

賑わいづくりの実現に向けた取り組み

項目	内容
おもてなしまちづくりアクションプランの策定	観光拠点や観光周遊ネットワークの形成を具体的に進めるため、アクションプラン（行動計画）を策定します。
都市拠点における中心市街地活性化基本計画等の策定	水沢駅西側周辺、江刺総合支所周辺、前沢駅周辺における賑わいづくりを実現するため、中心市街地活性化基本計画等を策定します。
地域拠点形成計画の策定	胆沢総合支所周辺及び衣川総合支所周辺の機能の強化・充実を図るため、地域住民とともに地域拠点形成のあり方を検討します。
平泉文化遺産地域の環境整備	白鳥館遺跡及び長者ヶ原廃寺跡は、観光拠点としての魅力の向上を図るため、環境整備を進めます。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

障がいの有無や年齢、性別、人種等にかかわらず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会へ参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるまちづくりの実現に向け、行政、事業者、市民が行う取り組みを具体的に示した「ユニバーサルデザインまちづくり指針」を策定します。

ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向けた取り組み

項目	内容
ユニバーサルデザインまちづくり指針の策定	ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、行政、事業者、市民が行う取り組みに際して具体的に配慮すべき事項を示した、「ユニバーサルデザインまちづくり指針」を策定します。

(4) 道路・交通システム

水沢江刺駅と水沢市街地とを結ぶ東西道路や鉄道を横断する道路は、市街地の一体性を高めるため、優先的に整備を進めます。また、その他の幹線道路や生活道路については、「道路整備計画（プログラム）」等の策定を行い、必要性、緊急性の高い道路から整備を進めます。

長期未整備の都市計画道路は、路線の必要性や配置、構造等の妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しや廃止等を進めます。

高速道路の有効活用を図るため、東北自動車道へのスマートインターチェンジの設置の検討を進めます。

地域の実情に応じた公共交通サービスを提供するため、「バス路線網等再編計画」を策定します。

国道4号水沢東バイパスや東北横断自動車道釜石秋田線の早期整備の実現を国、県等に要請していきます。

道路・交通システムの実現に向けた取り組み

項目	内容
水沢江刺駅と水沢市街地を結ぶ東西道路の整備	水沢江刺駅と水沢市街地の連絡性を強化するため、北上川を横断する新たな道路の整備を検討します。
鉄道を横断する道路の整備	水沢駅周辺の東西市街地の連携を強化するため、(都)久田前田中線及び(都)小石田東袖ノ目線の整備を進めます。
道路整備計画（プログラム）の策定	効率的かつ効果的な都市計画道路の整備を進めるため、都市計画道路整備プログラムを策定し事業の効率化、評価システムの導入及び透明性を確保します。 生活道路や歩道の整備を計画的に進めていくため、生活道路整備計画等を策定し、整備箇所や整備順位を明らかにします。
都市計画道路の見直し	長期未整備の都市計画道路は、路線の必要性や配置、構造等の妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しや廃止等を進めます。
スマートインターチェンジの設置の検討	高速道路の有効活用を図るため、東北自動車道へのスマートインターチェンジの設置の可能性について検討します。
バス路線網等再編計画の策定	地域の実情に応じた公共交通サービスを実現するため、交通事業者等と協議・調整をしながら、バス路線網等再編計画を策定します。
国県道等の整備	国県道等の道路の早期整備の実現を国、県等に要請していきます。 ・国道4号水沢東バイパス ・東北横断自動車道釜石秋田線 ・主要地方道や一般県道 ・渋滞区間(国道4号、国道397号等)の緩和等

(5) 自然環境の保全及び活用、景観形成、公園・緑地の整備

豊かな自然環境の保全及び活用、公園・緑地の整備及び都市の緑化の推進に向け、その指針となる「緑の基本計画」を策定します。

良好な景観形成を進めるため「景観計画」を策定するとともに、「屋外広告物条例」を制定します。

既存公園の維持管理や改修等を計画的に進めるため「公園施設長寿命化計画」を策定します。

開発事業等が環境に及ぼす影響を低減するため、生活環境等影響調査を義務づける仕組み等を検討します。

自然環境の保全及び活用、景観形成、公園・緑地の整備の実現に向けた取り組み

項目	内容
緑の基本計画の策定	森林、里山、田園、水辺の緑の保全・活用及び公園・緑地の整備や都市の緑化を計画的に進め、水と緑が豊かな潤いを感じられるまちづくりを実現するため、緑の基本計画を策定します。
景観計画の策定	良好な景観形成を進めるため、景観法に基づいた景観計画を策定します。
屋外広告物条例の制定	道路沿いの屋外広告物等を適切に規制・誘導するため、景観計画の策定に併せて、屋外広告物条例を制定します。
公園施設長寿命化計画の策定	既存の公園をより長く、安全かつ快適に利用するため、公園の維持管理方針及び防災機能の強化等を含めた改修方針を定めます。
開発事業等に際して環境配慮を促す仕組みづくり	開発事業等が生活環境や自然環境に及ぼす影響を低減するため、一定規模以上の開発事業等に対しては、生活環境等影響調査を義務づけるなどの仕組み（制度）を検討します。

(6) 住宅・宅地の供給、生活基盤施設の整備、都市防災の向上

良好な住宅・宅地の供給、居住性能の向上、居住環境の整備等の総合的な指針となる「住生活基本計画」を策定します。

良好な居住環境の形成や河川等の水質改善及び環境保全に向け、污水排水処理施設の整備を進めます。

都市防災の向上に向け、公共公益施設の耐震化や都市公園の防災機能の強化を進めるとともに、北上川や胆沢川の堤防整備等を国、県に要請していきます。

住宅・宅地の供給、生活基盤施設の整備、都市防災の向上の実現に向けた取り組み

項目	内容
住生活基本計画の策定	住宅施策を計画的かつ効果的に進めていくため、住生活基本計画を策定します。
污水排水処理施設の整備	良好な居住環境の形成、河川や用水路等の水質改善及び環境保全を図るため、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の設置を進めます。
公共公益施設の耐震化	災害時の避難・救援・復旧の拠点としての安全性を確保するため、公共公益施設の耐震化を進めます。
都市公園の防災機能の強化	災害時の避難・救援・復旧を円滑に進めるため、都市公園の防災機能の強化・充実を進めます。
北上川や胆沢川の堤防整備	水害対策のため、北上川や胆沢川の堤防整備を国、県に要請していきます。
情報通信基盤の整備	緊急時の連絡や各種サービスの強化・充実を図るため、携帯電話不感地域の解消やブロードバンド環境の整備を進めます。

8.2 協働によるまちづくりの推進に向けて

今後、少子高齢化や人口減少が進むなか、また限られた財源のなかで効率的、効果的にまちづくりを進め、将来都市像を実現するためには、市民、事業者、行政が協働して取り組むことが重要です。

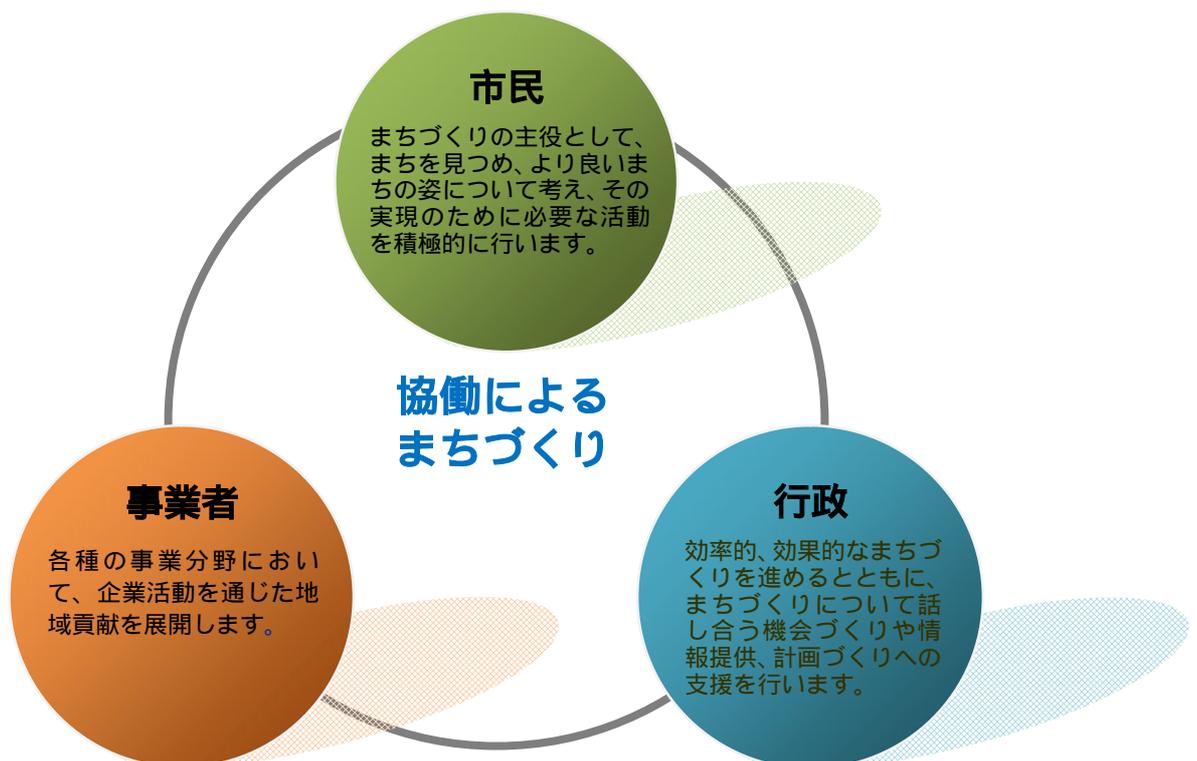
市民や事業者は、自らの行動がまちづくりに及ぼす効果や影響を常に意識し、お互いをまちづくりのパートナーとして尊重し合い、それぞれの立場や専門性を活かして協力することで、まちの様々な問題を解決に導くことができます。

市民は、地域や生活に密着した視点から、今できることを考え、率先して行動していくことが大切です。

行政は、効率的、効果的なまちづくりを進めるとともに、情報発信、市民参加の促進、組織や人材の育成及び活動に対する支援の仕組みづくり等を行い、協働によるまちづくりを推進します。

- まちづくりに関する情報発信と意識啓発
- まちづくりへの市民参加の促進
- まちづくりの組織やリーダーの育成
- まちづくり活動に対する支援
- 都市計画提案制度の活用
- 推進に向けた制度づくり

協働によるまちづくりにおける市民、事業者、行政の役割



(1) まちづくりに関する情報発信と意識啓発

市民や事業者がまちづくりに関心を持ち、理解を深めていけるよう、広報、ホームページ、パンフレット、イベント等を通じて、まちづくり関連情報を発信するとともに、まちづくりのあり方について議論する機会を作っていきます。

(2) まちづくりへの市民参加の促進

市民や事業者が主体的、継続的にまちづくりに関わっていけるよう、まちづくりに関する各種事業や取り組みに際して、企画・構想・計画の段階から市民や事業者の参加を積極的に誘導します。

道路や公園の維持・管理、まちの美化活動、農地や森林の保全等に関して、市民や事業者の積極的な参加を誘導します。また、アダプト制度や指定管理者制度、マッチングファンド方式(*)の活用等を検討します。

* マッチングファンド方式：より規模の大きい活動を実現させるため、市民・企業・行政等が資源・資金を提供し合う制度。

(3) まちづくりの組織やリーダーの育成

市民や事業者による主体的なまちづくりを促進するため、まちづくりに関する組織やリーダーとなる人材を育成します。まちづくりのアドバイスをする専門家の派遣やまちづくり出前講座を開催するとともに、まちづくり人材バンクの創設、まちづくり組織の活動等の場所の提供等を行います。

(4) まちづくり活動に対する支援

市民、NPO等による主体的なまちづくり活動を支援します。また、新たな助成制度やまちづくり基金の創設等の財政的な支援方策を検討します。

(5) 都市計画提案制度の活用

まちづくりや都市計画に対する市民等の関心を高め、主体的かつ積極的な参加を促すため、都市計画提案制度に関する情報提供、助言や支援を行います。

(6) 推進に向けた制度づくり

協働によるまちづくりを進めるため、情報発信や市民参加の促進の手法、組織や人材育成及び活動に対する支援、都市計画提案制度の活用促進等を位置づけた制度をつくります。

8.3 効率的、効果的にまちづくりを進めるために

本計画に基づき効率的、効果的にまちづくりを進めるため、必要性や緊急性を踏まえた選択と集中による事業の推進、周辺市町村や国・県等との連携、庁内関係各課との横断的な連携・調整を図るとともに、PDCAサイクルによる事業の進行管理を行います。

また、本計画は、社会経済情勢の変化や総合計画の改定、関係法令の改正等に応じて、見直しを行います。

選択と集中による事業の推進
周辺市町村や県・国等との連携
庁内関係各課との調整
PDCAサイクルによる事業の進行管理
都市計画マスタープランの見直し

(1) 選択と集中による事業の推進

限られた財源のなかで効率的、効果的にまちづくりを進めるため、事業の必要性、緊急性等を検証し、優先度の高いものから事業を進めるとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行います。

また、事業実施に必要な財源を確保するため、国や県における各種補助事業制度等を適切に活用します。

(2) 周辺市町村や国・県等との連携

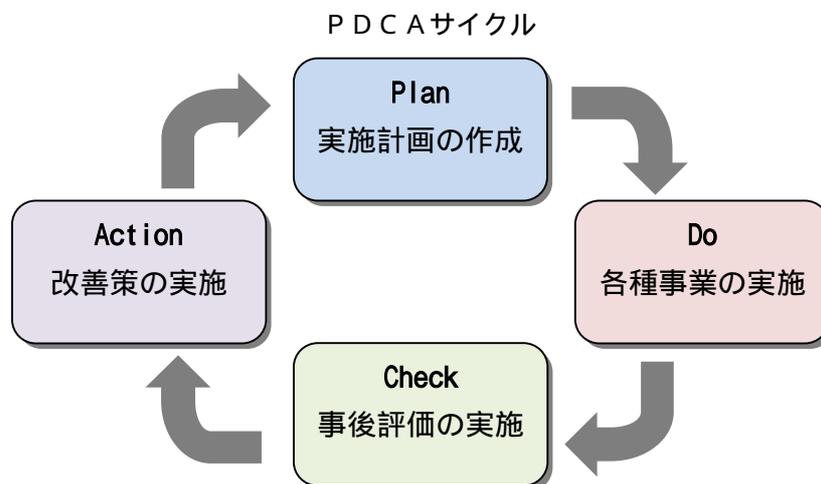
効率的、効果的にまちづくりを進めるには、周辺市町村や国・県等との連携・調整が不可欠です。特に、広域的な幹線道路や観光周遊ネットワークの整備に関しては、周辺市町村や国・県等と十分に連携・調整を図ります。

(3) 庁内関係各課との調整

庁内関係各課との横断的な連携・調整を図るため、定期的に庁内調整会議を開催し、各種施策や事業を進めます。

(4) PDCAサイクルによる事業の進行管理

PDCAサイクルによる事業の進行管理を行います。定期的に事業の実施状況を確認、評価し、その結果、改善が必要なものについては対応策を検討し、事業の見直しを行います。



(5) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後という長期を見据えた計画であり継続性や安定性が求められる一方で、常に変化し続ける都市活動、市民生活等を対象とする計画でもあるため、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応することが求められます。

このため、社会経済情勢の変化や総合計画の改定、関係法令の改正等に応じて、見直しを行います。

